

令和3年度岩手県飼養衛生管理指導等計画

令和5年10月24日
岩手県公表

はじめに

- 1 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下、「法」という。）第12条の3では、農林水産大臣は、家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関して家畜の所有者が遵守すべき基準（以下、「飼養衛生管理基準」という。）を定め、家畜の所有者にその遵守を義務付けている。
- 2 本計画は、法第12条の3の3に規定する飼養衛生管理指導等指針（以下、「指針」という。）及び法第12条の3の4に基づき、定めるものである。
- 3 本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度とする。
- 4 指針の変更、家畜の伝染性疾病の発生の状況や指導の実施状況等を踏まえ、必要があると認められた場合には、本計画を変更する。
- 5 本計画を変更する際は、大規模農場及び生産者団体から意見聴取を実施し、本計画の変更に反映させる。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 岩手県の畜産業及び家畜衛生の現状

1 岩手県の家畜飼養状況

岩手県の家畜飼養頭羽数は次表のとおりであり、全国における位置付けは、乳用牛が4位、肉用牛が5位、豚が8位、採卵鶏が19位、肉用鶏が3位と、上位に位置している。一方、一戸当たりの家畜飼養頭羽数は、豚、採卵鶏及び肉用鶏では全国平均を上回っているが、大家畜においては、全国でも低位の小規模県である。

畜種	戸数	頭羽数
乳用牛	801	40,610
肉用牛	3,801	80,071
豚	139	449,625
採卵鶏	368	6,278,616
肉用鶏	399	25,495,834
馬	173	1,380
めん羊	61	841
山羊	84	472

岩手県調べ（令和3年2月1日時点調査）

2 飼養衛生管理の状況

大規模経営体等、一部の農場では、飼養頭羽数の増加や隣接農場の統合等に伴い、複数の衛生管理区域を設定している。作業動線が衛生管理区域外を跨ぐ場合には、作業途中で消毒や着衣の交換等が必要となることから、消毒場所や着衣交換場所の設置、そこでの交差汚染

防止対策の徹底などに配慮が必要である。また、外国人労働者を雇用する農場については、本人や家族の出入国のほか、母国からの郵送物品等に伴う病原体の持ち込みや持ち出しにも注意を払う必要がある。さらに、飼養衛生管理マニュアルの作成・周知に際し、複数言語での対応や、写真やイラストを用い、視覚的に内容が伝わるよう留意する必要がある。

企業採卵鶏や肉用鶏インテグレーションの養鶏場（479 戸）では、通常時より獣医師や指導担当者が各農場の飼養管理指導に関与している場合が多く、飼養衛生管理基準についても同様に対応する体制が整っている。他方、個人事業の採卵経営体等（31 戸）では、農業との兼業等により労働力の確保が困難で、飼養衛生管理基準の遵守にかかる労力や経費の負担が大きいのが現状である。

3 農場、と畜場等の畜産関連事業者の状況

近年の農場の規模拡大や流通広域化は、本県の畜産業の発展に寄与してきたが、ひとたび伝染性疾病が発生した場合、広域なまん延を招くリスクを有している。これまでの全国的な高病原性鳥インフルエンザ、豚熱の発生を契機に、と畜場（2 施設）、食鳥処理場（13 施設）、化製場（1 施設）等において施設敷地内の交差汚染防止対策等が講じられており、衛生管理の水準は高まっている。また、飼料運搬業者及び死亡獣畜運搬業者は、農場への立入時に自ら消毒を励行する等、飼養衛生管理基準の遵守に努めているが、家畜の所有者は、これら業者の実施状況を確認、指導する必要がある。

II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

1 概要

家畜伝染病については、ヨーネ病が毎年発生している。届出伝染病については、牛伝染性リンパ腫、牛ウイルス性下痢、破傷風、サルモネラ症、鶏伝染性気管支炎などが発生している。

2 主な家畜における伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

主な家畜	疾病	H30年	R元年	R2年	家畜衛生上の課題
牛	ヨーネ病	7戸9頭	4戸19頭	2戸2頭	・ヨーネ病の早期発見及び清浄化
	牛伝染性リンパ腫	120戸177頭	137戸193頭	161戸225頭	・牛伝染性リンパ腫のまん延防止
	牛ウイルス性下痢	7戸14頭	9戸15頭	3戸4頭	
豚	豚流行性下痢	1戸11頭	—	—	・豚熱の発生予防を図るための飼養衛生管理基準の遵守徹底
鶏	鶏伝染性気管支炎	2戸16羽	—	4戸12羽	・高病原性鳥インフルエンザの発生予防を図るための飼養衛生管理基準の遵守徹底
	伝染性ファブリキウス嚢病	—	—	1戸5羽	

3 家畜の伝染性疾病発生時における関係機関等との課題

高病原性鳥インフルエンザや、豚熱、口蹄疫等の特定家畜伝染病が発生した場合、県は危機管理対応方針に基づき、全庁を挙げて対応（防疫作業支援班員 630 名体制）することとしており、関係機関との研修及び演習により、迅速に対応できるよう連携強化を図っている。

発生時に備え、適切な防疫作業員及び集合施設の確保や、家畜の追込み・保定等の殺処分作業の訓練等を進めていく必要がある。

Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

1 指導等に関する基本的な方向

飼養衛生管理基準は、全ての家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理において守るべき基準である。家畜の所有者は、ひとたび家畜の伝染性疾病が発生した場合には、近隣及び関連農場のみならず、関連事業者を含めた地域全体の経済活動に影響が及ぶことを自覚し、自ら飼養衛生管理基準の遵守に努める必要がある。

一方で、農場により飼養施設や従事者が異なるため、家畜の所有者は、飼養衛生管理基準の趣旨を理解した上で、農場ごとに対策を講じる必要がある。

このため、県は、飼養衛生管理基準の遵守について、講習会の開催や巡回指導等により、家畜の所有者等が自ら取り組むことを促し、農場に応じた必要な助言を行う。

家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の取組は、家畜の所有者、国、県、市町村、関連事業者、生産者団体、獣医師等及びその他の関係者が連携して総合的に実施していくことが重要である。

2 指導等の実施に関する基本的な方向

(1) 指導等の実施方法

県は、牛は5年に1回、豚は年1回、鶏は年1回（10月までに実施）の立入検査等を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、必要な指導を行うこととする。ただし、畜種を問わず大規模飼養農場については毎年行うこととする。また、家畜の所有者に対し、年1回（2月）の飼養衛生管理基準の自己点検を求める。特に①全ての豚又はいのししの所有者及び飼養衛生管理者に対しては、3か月に一度の自己点検の実施を、②全ての家きんの所有者及び飼養衛生管理者に対しては、毎年、高病原性鳥インフルエンザの発生シーズン前の9月頃から毎月の自己点検の実施を指導する。

(2) 家畜衛生に関する情報提供

県は、伝染性疾病発生時のほか、年末年始や長期休暇等、人や物の動きが活発になり伝染病の侵入のリスクが高まる時期にあわせ、関係機関・団体や農場等に注意喚起を実施する。その方法は、郵送、電子メール及びファクシミリ等によるほか、講習会、ホームページによる情報発信や、協議会、市町村及び関係団体を介した連絡によるものとする。

また、農場に出入りする者に対しては、飼養衛生管理マニュアルに基づき、農場への出入りの際に必要な措置を徹底させるよう、家畜の所有者に対し指導する。

家畜の所有者等は、農場に出入りする者が家畜衛生の情報を得ていない可能性があることを踏まえ、上記の指導に従い必要な措置を求める。

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

I 実施方針

法に基づき、監視伝染病の発生予防・まん延防止の的確な実施を図るため、県は、「岩手県家畜伝染病予防事業実施計画」により、発生状況及び動向を的確に把握する。

なお、サーベイランススケジュールは、年度ごとに対象農場へ通知し、実施する。

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

主な家畜	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する目安の地域、時期等	実施の方法
牛	・ 家畜の所有者の責務の徹底 (1)	県全域 R3～R5	・ リーフレットによる注意喚起
	・ 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従業員への周知徹底 (3)		・ 作成例の提示 ・ 各農場で管理実態を反映したマニュアル作成 ・ 管理獣医師の意見反映及び大規模農場への作成指導 ・ リーフレット掲示等による「みえる化」 ・ 定期報告での家保との共有
	・ 記録の作成・保管 (4)		・ 記録作成・伝票保管
	・ 衛生管理区域の設定 (8)		・ 立入に合わせ、農場ごとの実情に応じた衛生管理区域の設定について指導・助言
	・ 埋却等に備えた措置 (10)		・ 実効性のある埋却地の確保を指導 ・ 確保が困難な場合にあっては焼却処理の検討を指導
	・ 車両消毒 (17、34)		・ 消毒設備等の設置と消毒
	・ 靴の交換・消毒 (24)		・ 衛生管理区域専用靴の準備、全入退場者の使用・消毒
	・ 野生動物排せつ物混入防止及びねずみ駆除 (28、29)		・ 蓋付き容器やタンク使用、飼槽の清掃及び殺そ剤や粘着シートによるねずみ駆除
	・ 特定症状確認時の早期通報 (37)		・ 症状周知及び即時通報を指導

<p>豚、 いのしし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜の所有者の責務の徹底 (1) ・ 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従業員への周知徹底 (3) ・ 記録の作成及び保管 (4) ・ 衛生管理区域の適切な設定 (8) ・ 埋却等に備えた措置 (10) ・ 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限 (13) ・ 他の畜産関係施設等に立ち入った者が衛生管理区域に立ち入る際の措置 (14) ・ 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 (16) ・ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 (17) ・ 処理済みの飼料の利用 (21) ・ 衛生管理区域への野生動物の侵入防止 (23) ・ 畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒 (25、26) ・ 畜舎外での病原体による汚染防止 (28) 	<p>県全域 R3～R5</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜衛生情報誌やホームページ等により、意識の醸成を図る ・ 既存のマニュアルの確認及び修正 ・ マニュアル例の提示等でマニュアル作成を支援 ・ 衛生管理区域に立ち入った者、消毒の実施等に関する記録の作成・保管を指導 ・ 農場ごとの実情に応じた衛生管理区域の設定について指導・助言 ・ 実効性のある埋却地の確保を指導 ・ 確保が困難な場合にあっては焼却処理の検討を指導 ・ 立入禁止看板の設置、その他の必要な措置を講ずるよう指導 ・ 入退場記録への記帳及びその確認の徹底を指導 ・ 交差汚染防止のため、すのこ、分離板等で区分し、経路を一方通行とする等を指導 ・ 消毒設備等を設置し衛生管理区域に入場する車両の消毒を指導 ・ 車内の交差汚染を防止するための措置を講ずるよう指導 ・ 食品循環資源を給与する場合は、加熱等の処理及び処理前後における交差汚染防止措置を適切に講ずるよう指導 ・ 防護柵を2か月に1回以上点検し、破損等がある場合は、遅延なく修繕するよう指導 ・ 畜舎ごとの専用の靴を使用する、畜舎に出入りする際に手指の洗浄及び消毒等をするよう指導 ・ 畜舎間で家畜を移動させる前後の専用通路・ケージ等の消毒等をするよう指導
--------------------	---	----------------------	--

<p>豚、いのしし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 (29) ・ 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止 (30) ・ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 (32) ・ 特定症状が確認された場合の早期発見 (39) 	<p>県全域 R3～R5</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畜舎、飼料保管庫、堆肥舎等に2cm以下の網目の防鳥ネット等の設置を指導 ・ 破損状況を2か月に1回以上確認し、遅滞なく修繕するよう指導 ・ ねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう指導 ・ 月1回以上の整理整頓を行うとともに、不要な資材等の処分、除草及び定期的な消毒（出入口、施設・区域境界部分）については適宜実施するよう指導 ・ 写真を用い、飼養管理に携わる従業員等の関係者に周知 ・ 特定症状を呈しているときは、直ちに家畜保健衛生所への通報を指導
<p>鶏、その他家きん</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼養衛生管理マニュアルの作成、従業員への周知徹底 (3) ・ 記録の作成及び保管 (4) ・ 衛生管理区域の設定 (7) ・ 埋却等に備えた措置 (8) ・ 衛生管理区域への必要のない者の立入制限 (11) ・ 他の畜産関係施設に立入った者への立入制限 (12) ・ 衛生管理区域に立入る者の手指消毒 (13) ・ 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに着替え・履替え時における交差汚染防止 (14) 	<p>県全域 R3～R5</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存のマニュアルの確認及び修正 ・ インテグレーションのマニュアル作成を支援 ・ 記録作成・伝票保管 ・ 農場ごとの実情に応じた衛生管理区域の設定について指導・助言 ・ 実効性のある埋却地の確保を指導 ・ 確保が困難な場合にあっては焼却処理の検討を指導 ・ 立入禁止看板の設置、その他の必要な措置を講ずるよう指導 ・ 入退場記録への記帳及びその確認の徹底を指導 ・ 消毒設備の設置及び消毒の徹底を指導 ・ 交差汚染防止のため、すのこ、分離板等で区分し、経路を一方通行とする等を指導

鶏、 その他 家きん	・ 衛生管理区域に立入る車両の消毒並びに車内における交差汚染防止 (15)	県全域 R3～R5	・ 消毒設備等を設置し衛生管理区域に入場する車両の消毒を指導
	・ 家きん舎に立入る者の手指消毒 (20)		・ 車内の交差汚染を防止するための措置を講ずるよう指導
	・ 家きん舎ごとの専用靴の設置及び使用並びに履替え時の交差汚染防止 (21)		・ 家きん舎ごとの専用の靴を使用する、家きん舎に出入りする際に手指の洗浄及び消毒等をするよう指導
	・ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 (24)		・ 畜舎、飼料保管庫、堆肥舎等に2cm以下の網目の防鳥ネット等の設置を指導
	・ 給餌設備及び給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入防止 (25)		・ 破損状況を2か月に1回以上確認し、遅滞なく修繕するよう指導
	・ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 (27)		・ ねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう指導
・ 特定症状が確認された場合の早期通報 (34)	・ 月1回以上の整理整頓を行うとともに、不要な資材等の処分、除草及び定期的な消毒（出入口、施設・区域境界部分）については適宜実施するよう指導	・ 特定症状を呈しているときは、直ちに家畜保健衛生所への通報を指導	

※ () 内は飼養衛生管理基準の番号

2 各年度の優先事項等

県は、優先的に指導等を実施すべき家畜の種類及び地域並びに重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項及びその理由を各年度について定め、公表する。(参考1)

II I以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の特定家畜伝染病が発生した場合、法や特定家畜伝染病防疫指針に基づく防疫措置を実施するため、殺処分した家畜等の埋却や、消毒ポイントの設置が必要となる。

家畜の所有者は、所有する家畜を全て埋却可能な埋却地の確保を進めるとともに、埋却地の確保が困難な場合の焼却施設との調整、周辺住民への説明等、発生時に備えた事前の準備を進める必要がある。

一方で、家畜の所有者が予め想定していた埋却地が、地盤の状況等により、埋却地に適さな

いと判断される可能性がある。このため、県は、関係機関、インテグレーション及び大規模農場等と連携し、設定された埋却地の現地確認等、実効性のある埋却地の確保に向けた取組を促進する。

家畜の所有者による埋却地の確保が困難な場合、県は、所有者による焼却施設との調整を支援するほか、移動式レンダリング装置の活用を検討する。

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

県は、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見や疫学情報等のほか、サーベイランスや病性鑑定、と畜検査等の県内の検査成績等を踏まえ、関係機関、団体が主催する会議や研修会において、飼養衛生管理基準の遵守に当たり有益な技術的助言等を行うとともに、主催者の求めに応じて、研修会又は講習会を開催する場合に職員の派遣を行う。

自衛防疫団体（家畜衛生協議会）は、家畜衛生の普及啓発やワクチン接種を目的として、家畜保健衛生所の所管区域ごとに設置されている。

家畜伝染性疾病の発生予防を図る上で、家畜の所有者又は自衛防疫団体が主体的に飼養衛生管理基準の遵守に係る課題の解決に取り組むことが重要であり、県は、こうした組織に対して、次のような取組を促す。

- (1) 自衛防疫団体は、地域の家畜衛生に係る諸課題を明確にし、諸課題の解決のため、県や市町村に対し、必要な情報提供及び協力を求める。
- (2) 自衛防疫団体は、県や市町村等と連携した家畜衛生に係る研修会等により、(1)の地域の諸課題に対し、積極的に取り組む。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 県の体制整備

1 家畜防疫員の確保及び育成

- ・ 民間獣医師を会計年度任用職員として任用する体制を維持する。
- ・ 獣医師修学資金貸付事業により、本県の産業動物獣医師や公務員獣医師を希望する獣医学士の修学を支援する。
- ・ 県は、家畜防疫員に対し、国や畜産団体等が主催する家畜衛生に係る研修会を積極的に受講させる。

2 大規模農場の対応計画の策定

以下に示す大規模農場は、県と調整のうえ、発生時の対応計画を作成する。特に、対応計画の策定に当たっては、人員や資機材の供与など、監視伝染病の発生時に家畜の所有者が担う責任と役割を明確化すること。

- (1) 家きんの大規模農場（飼養羽数 20 万羽以上）
- (2) 豚の大規模農場（飼養頭数 1 万頭以上）

3 農場の分割管理

- (1) 家畜の所有者は、特定家畜伝染病発生時の影響の緩和を図るために必要と考える場合には、農場における衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し、その具体的内容について県と相談の上、農場の分割管理に取り組む。
- (2) 県は、家畜の所有者から(1)の相談があった際には、当該相談に係る農場の飼養衛生管理の状況を確認し、作業動線等を考慮した上で飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針に鑑み、適切な分割管理がなされるために必要な指導を行う。
また、必要に応じて家畜の所有者等に対して農場の分割管理への取組について提案及び周知を行う。

II 飼養衛生管理者の選任、研修等

1 飼養衛生管理者に関する方針

- (1) 県は、家畜の所有者及び飼養衛生管理者に対し、家畜衛生に係る最新の情報を、農場巡回やファクシミリ及び電子メールの送信、並びに研修会の開催及び生産者団体が主催する研修会の周知等により提供する。
- (2) 飼養衛生管理者は、家畜衛生に係る研修会等に積極的に参加し、飼養衛生管理技術の向上に努める。
- (3) 飼養衛生管理者は、農場の従業員へ最新の家畜衛生の情報等を周知するよう努める。

2 県の情報提供体制の整備

- (1) 飼養衛生管理者のメーリングリストを構築し、定期報告の情報を基に随時更新する。
- (2) 平常時は、ファクシミリ、電子メール等により、生産者団体、畜産関係団体、市町村等を通じて、家畜の所有者等に、適宜情報提供する。
- (3) 緊急的な疾病の発生時には、上記に加え、飼養衛生管理者のメーリングリストの他、電話等により、速やかに情報提供できる体制を維持する。

III その他指導等の実施体制に関する事項

1 年間指導スケジュール

- 4月：家畜衛生推進会議において、当該年度における優先事項（第3章Iの2）を提示
- 5月：各家畜保健衛生所において、市町村、関係機関・団体と優先事項を共有
- 5月～：各農場へ指導
- 3月：各農場での指導結果、課題等を岩手県家畜防疫推進会議において共有し、次年度の優先事項等に反映

2 指導、助言、勧告及び命令

- (1) 県は、立入検査若しくは自己点検により不遵守項目が認められた農場に対し、口頭指導を反復して実施する。
- (2) 反復した口頭指導により改善が認められない農場が確認された場合、県は、行政手続きに則り、法第12条の5に基づく文書指導を行う。
- (3) 文書指導を行ってもなお改善が認められない農場においては、県は、法第12条の6第1項に基づく勧告を行う。

- (4) 勧告に従わない農場に対し、県は、法第 12 条の 6 第 2 項に基づく命令を行い、正当な理由なく命令に従わない農場については、法第 12 条の 6 第 3 項その旨を公表する。
- (5) 家畜伝染病の蔓延を防止するため必要がある場合、または、農林水産大臣から県知事に対し、法第 47 条に基づく指示があった場合は、県は、法第 34 条の 2 第 1 項に基づく勧告、第 34 条の 2 第 2 項に基づく命令を行う。

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
東北家畜衛生協議会	東北 6 県	既存	各県持ち回り	・ 家畜衛生の情報共有 ・ 防疫措置の連携
県境防疫会議	青森県、秋田県、岩手県	既存	各家畜保健衛生所持ち回り	・ 家畜衛生の情報共有 ・ 防疫措置の連携
県境防疫会議	秋田県、宮城県、山形県、岩手県	既存	各家畜保健衛生所持ち回り	・ 家畜衛生の情報共有 ・ 防疫措置の連携
岩手県中央家畜衛生協議会	・ 市町村 ・ 農業協同組合 ・ 家畜保健衛生所 ・ 農業共済組合 ・ 獣医師会支会	既存	協議会事務局	・ 伝染性疾患の予防措置の実施 ・ 家畜衛生の指導及び情報交換 ・ 家畜の環境衛生に関すること ・ 家畜衛生に関する研修会、講習会の開催 ・ 畜産物の生産衛生に関すること
岩手県県南家畜衛生推進協議会	・ 市町村 ・ 農業協同組合 ・ 家畜保健衛生所 ・ 農業共済組合 ・ 獣医師会支会	既存	協議会事務局	・ 伝染性疾患の予防措置の実施 ・ 家畜衛生の指導及び情報交換 ・ 家畜の環境衛生に関すること ・ 家畜衛生に関する研修会、講習会の開催 ・ 畜産物の生産衛生に関すること
岩手県県北家畜衛生協議会	・ 市町村 ・ 農業協同組合 ・ 家畜保健衛生所 ・ 農業共済組合 ・ 獣医師会支会	既存	協議会事務局	・ 伝染性疾患の予防措置の実施 ・ 家畜衛生の指導及び情報交換 ・ 家畜の環境衛生に関すること ・ 家畜衛生に関する研修会、講習会の開催 ・ 畜産物の生産衛生に関すること
チキン生産技術者協議会	・ インテグレーション ・ 動物用医薬品関係業者 ・ 家畜保健衛生所	既存	インテグレーション持ち回り	・ 家畜衛生の情報共有 ・ 食鳥検査成績の共有 ・ 防疫措置の連携
鶏病研究会	・ 養鶏業者 ・ 教育機関 ・ 産業獣医師	既存	研究会事務局	・ 家畜衛生の情報共有 ・ 家畜衛生に関する研修会

II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

本県において、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱及び口蹄疫等の特定家畜伝染病が発生した場合、県は、電話、ファクシミリ、電子メール等により、該当する家畜の所有者等に速やかに発生情報を提供し、異常の有無の確認を行う。また、設定される制限区域内の農場を中心に、飼養衛生管理基準の遵守状況について点検を実施する。

更に、関係者が連携してまん延防止に対応できるよう、特定家畜伝染病防疫指針や疫学情報等に基づき、制限区域の設定、消毒ポイントの設置、家畜防疫員による立入検査の実施等について、所有者等や関係団体、関係事業者等に情報提供するとともに、適切な飼養衛生管理や早期通報の徹底、法第52条による報告徴求等、必要な措置について具体的な指示を行う。

なお、本県の野生動物で豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫及び高病原性インフルエンザ等が確認された場合も同様とする。

また、本県以外で特定家畜伝染病が発生した場合等、発生リスクが高まった時には、県は、家畜の所有者に対し飼養衛生管理基準の自己点検及び報告を求め、必要に応じて確認点検を実施する。併せて、衛生管理区域周囲への消石灰散布等の消毒の実施を指導する。

III 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

1 観光牧場や愛玩動物の飼養施設

県は、観光牧場や動物園、愛玩用に飼養される家畜の飼養場所等について、それぞれの施設の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を踏まえ、施設管理者に対して、衛生管理区域の適切な設定や、消毒の実施等、飼養衛生管理上の注意点を明示し、施設に応じた適切な指導を行う。

また、必要に応じて施設を所管する関係機関と連携する。

2 野生動物との接点

国内では、野生いのししにおいて豚熱の感染が確認されており、また、近隣諸国では口蹄疫やアフリカ豚熱等が発生していることから、これらの家畜伝染病が野生動物から家畜に感染することを防止するために、野生動物についても対策を講じる必要がある。

県は、引き続き、野生動物の捕獲強化及び捕獲野生動物のモニタリングを実施する。また、市町村、関係団体及び関係事業者と連携して、山林に出入りする狩猟者、観光客、林業関係者等に対して、資料の配布等による情報提供を行い、食品残さ等を介した野生動物への感染防止と、人や車両による野外での病原体の拡散防止等について協力を求める。